

「まちなかパフォーマンス」 イベント型補助金FAQ（9/5現在）

【申請者情報】

Q 申請者は、法人でも構わないか。

A 法人も対象です。

Q 申請者は、神戸市に所在地がなくても良いか。

A 市外の方も申請できます。

Q 申請者と出演アーティストが同一人物でも良いか。

A 同一人物でも問題ありません。

【事業内容】

Q イベントの実施日は連続していなくても良いか。

A 問題ありません。例えば、実施期間内の金曜日夕方に2週連続で実施するイベントも対象となります。

Q 路上で開催する場合、どのようなことに注意して実施すれば良いか。

A 出演者・観覧者・通行者等の安全確保や周辺施設等に対する音量等に配慮して実施してください。
なお、道路での実施を検討している場合は事前にご相談ください。

Q 投げ銭・物販を行っても良いか。

A 投げ銭や物販（CDやアーティストの作品等）については、アーティストの収入増に寄与することもあり、ぜひ積極的に実施ください。ただし、一部の会場では投げ銭・物販ができませんのでご注意ください。
また、物販を実施する場合は通行の妨げにならないように専用の誘導スタッフを配置することなどを検討してください。

【アーティスト】

Q 登録アーティストの起用はどうすればよいか。

A まちなかパフォーマンスHP (<https://www.kobe-bunka.jp/machinaka/>) のフォームから登録アーティストへの出演依頼が可能です。
(必ずしも、当フォームから出演依頼していただく必要はありません。)

Q アーティスト（登録アーティスト含む）には出演料の支払いが必要か。

A 出演料の支払いは必須要件ではなく、全体の事業費の中で判断してください。なお、申込み多数の場合の採択基準では、「アーティスト（登録アーティストを含む）を有償で起用しているかどうか。」等を考慮します。

Q 登録アーティストの出演料はいくらにすればよいか。

A 決まった出演料はありません。他のアーティストと同じように取り扱ってください。

Q 登録アーティストは何組いるか。また、どのようなアーティストがいるか。

A 全49組です。アーティストのジャンル等の詳細は別添（アーティスト一覧）をご覧ください。

【手続き関係】

Q 補助決定があった後に出演アーティストが変更となっても良いか。

A 申請の段階で必ずアーティスト（登録アーティスト含む）に出演依頼の声掛けをして、補助決定をした後に、申請内容から出演アーティスト含め、事業内容が変更となることがないように務めてください。

なお、変更がある場合は必ず市の担当者に事前にご相談ください。申請内容から大幅な変更がある場合は、補助金が交付できなくなることがありますのでご注意ください。

Q 申請内容から内容が変更する場合、届出は必要か。

軽微の変更であれば変更の必要はありません。

A なお、申請内容から変更となる場合は軽微なものであっても、必ず事前に、担当者までご連絡ください。

（事前連絡なく変更があった場合、補助金の決定を取り消す場合があります。）

Q 当日や前日に、天候の影響によりやむを得ず開催時間を変更する場合も事前に変更の連絡が必要か。

A 直前（土日祝含む）であっても変更する場合は、担当者（machi_performance@office.city.kobe.lg.jp）へメール

で一報を入れてください。万一、事前に連絡できなかった場合については、当日中に担当者までご連絡ください。（事前連絡なく変更があった場合、補助金の決定を取り消す場合があります。）

【経費】

Q 交通費は補助対象となるか。

A 交通費は原則補助対象外です。ただし、交通費相当分を含む出演料については補助対象となります。

Q 雨天中止となった場合、補助金を受け取ることができるか。

雨天等によりやむを得ず事業が中止となった場合は、それまでにかかった経費（チラシ作成、当日設営等）の補助金を受け取ることができます。ただし、必ず事前に日程を変更する旨を担当者へご連絡ください。

（事前連絡なく変更があった場合、補助金の決定を取り消す場合があります。）

なお、天候不良等によりイベントを中止した場合、経費に対する考え方は以下のとおりとします。

(1) 前日までに延期を決定し、別日にイベント実施をする場合

⇒別日で実施するイベントにかかった費用に対して補助

なお、中止したイベントにかかった経費（広報費等）も計上可能

※延期する場合も、開催日は募集要項に記載の『事業実施期間』内としてください。

(2) 前日までに中止を決定した場合（別日でイベントを開催しない場合）

⇒当日までにかかった経費（チラシ作成費など）に対して補助

※アーティスト出演料は計上不可

(3) 当日に中止する場合

①開始時間までに中止

⇒それまでにかかった経費（当日の設営、運搬費）に対して補助

なお、出演者が現場に来ていた場合は交通費相当分を計上可能

②イベント途中で中止

⇒それまでにかかった経費（当日の設営、運搬費）に対して補助

なお、出演者に関しては、当初の出演予定時間の半分以上出演した場合は出演料を経費

として計上可能。それ未満の場合は交通費相当分を計上可能